平成２２年（フ）第５３１８号
埼玉県比企郡小川町大字靱負612―15
債務者　塚田　紀子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３４７号
東京都江戸川区一之江７丁目62―10　織茂方
債務者　今井　文枝
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３５０号
東京都台東区千束３丁目５―10―703
債務者　小林　良行
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４０１号
神奈川県秦野市平沢2559―２
債務者　高橋　文子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４０４号
千葉県四街道市大日270―２―202
債務者　斉藤　知之
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４０７号
埼玉県戸田市下前２丁目１―30
債務者　諏訪ゆかり
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４２０号
東京都葛飾区堀切５丁目７―３―103
債務者　瀧澤　時枝
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４２９号
東京都品川区南大井６丁目18―１―719
債務者　小板橋千鶴（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４４６号
東京都杉並区善福寺２丁目19―20　野田池畔荘
債務者　密本　恵子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４４７号
東京都多摩市乞田834―205
債務者　林　　澄子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４５１号
東京都墨田区太平４丁目15―４
債務者　牛久　宣子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４５２号
埼玉県草加市瀬崎町1109―４―203
債務者　上田　晃祐
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４５３号
東京都板橋区氷川町32―３　国分方
債務者　星　　貞子（旧姓広畑）
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４５７号
千葉県流山市大字西深井601―１　ファームスヒルＳ―105
債務者　小平ひろ子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４６１号
東京都港区白金６丁目20―10―204
債務者　志村　テル
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４６２号
東京都大田区西蒲田１丁目12―６―303
債務者　古屋　靖浩
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部